

## 加古川市不法投棄対策支援事業補助金交付要綱

### (趣旨等)

第1条 この要綱は、市内の個人等が所有する土地に不法に投棄された廃棄物（以下「不法投棄物」という。）の撤去及び処分に要する経費の一部を補助することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、予算の範囲内で交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反して廃棄物をみだりに捨てる行為をいう。
- (2) 撤去 収集及び処分場まで運搬することをいう。
- (3) 処分 中間処理及び最終処分をいう。

### (補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、不法投棄対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 位置図
- (4) 現況写真
- (5) 見積書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

### (交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に対して不法投棄対策支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

### (事業内容の変更、中止等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に不法投棄対策支援事業（変更・中止）承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を得なければならない。

- (1) 交付決定に係る事業（以下「交付決定事業」という。）の内容又は対象事業経費を変更しようとするとき（市長が軽微な変更と認める場合を除く。）
- (2) 交付決定事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、その結果を申請者に対して不法投棄対策支援事業（変更・中止）承認・不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(事業完了の報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定を受けた対象事業が終了したときは、不法投棄対策支援事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 事業実施報告書(様式第8号)
- (3) 事業収支決算書(様式第9号)
- (4) 補助事業に要した経費の領収書
- (5) 事業実施後の現場写真

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の事業実績報告書の提出を受けたときは、事業実績報告書の書類の審査及び現地調査等を行い補助事業の実施に要した経費の領収書、契約書等の調査により支払うべき金額を確定し、不法投棄対策支援事業補助金額確定通知書(様式第10号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、不法投棄対策支援事業補助金交付請求書(様式第11号)により補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、個人等が虚偽の申請によって不当に補助金の交付を受けたときは、既に交付を受けた補助金はこれを返還させることとし、虚偽の事実が判明した年度及び次年度以降5年間は、当該個人等からの補助金の申請を認めないものとする。

(関係図書の保存)

第11条 個人等は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第12条 土地の所有者及び管理者は、補助事業の実施により不法投棄物が撤去等された土地に再び不法投棄がされることのないよう、適正に土地を管理し不法投棄防止措置を講じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1(第3条関係)

補助金の種類	性質	事業補助	
	目的	不法投棄物の撤去及び処分に要する経費の一部を補助することで、地域の環境の保全を図る。	
補助金の範囲	対象となる者	<p>【対象となる者】          投棄者が不明である不法投棄物の撤去又は処分を実施する者で、次の各号すべてに該当する者          (1)市内の土地を所有し、又は占有し、若しくは管理している個人又は町内会等の団体          (2)市税の滞納がない者          (3)加古川市暴力団排除条例(平成23年条例第6号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団等に該当しない者</p>	
	対象となる事案	<p>【補助対象とする事案】          補助対象者が撤去し、又は処分する不法投棄物が下記のすべてに該当するとき          (1)不法投棄された土地が加古川市内に存する土地で、補助対象者が所有し、又は占有し、もしくは管理していること          (2)不法投棄した者が判明していないこと          (3)不法投棄の事案について警察署に届けをしていること</p>	<p>【対象外となる事案】          (1)投棄場所が道路、河川、水路、公園などの公共施設用地である場合          (2)不法に投棄されたものが産業廃棄物と判断されるもので、兵庫県がエコ手形を活用して処理する場合          (3)同一年度内にすでに本要綱の補助金の交付を受けた土地</p>
	対象となる経費	<p>【補助対象経費】          補助金の額は、不法投棄物を撤去又は処分をするためにかかる費用のうち下記の費用          (1)委託料          (2)車両賃借料          (3)処分費</p>	
補助金の補助率及び上限額	<p>【補助率】          対象事業費の合計×1/2          なお、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。          【上限額】          200,000円</p>		